

八街市公有財産利活用民間提案制度実施要領【概要版】

◆目的

「八街市公共施設等総合管理計画」及び「八街市公有財産利活用基本方針」の取組みの一環として、未利用となっている市有財産について、民間事業者や市民の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かして利活用を行う提案を募集・事業化することで、未利用財産の有効活用、新たな財源の確保及び維持管理経費の削減を図る。

◆対象財産

- ・ 募集時に対象財産一覧として公表
- ・ 対象財産一覧は、必要に応じて加除修正を行う。

◆募集する提案内容

- ・ 提案者が実施主体となって利活用を行うもの
- ・ 原則として、契約締結日から5年以上継続して提案に基づく利活用を行うもの
- ・ 建築基準法や消防法等の関係法令への適合が認められるもの（提案例）
- ・ 対象財産の買受け、借受け
- ・ 対象財産の一部スペースの借受け

◆提案の募集方法

- ・ 別途作成する募集要項により行う
- ・ 原則として、年1～2回の募集を行う（提案機会の確保）
- ・ 1回あたり2ヶ月程度の期間を設定する（公平性・競争性の確保）

◆提案内容の審査

- ・ 1次審査
財政課及び財産所管課において、応募資格等の書類審査
- ・ 2次審査
八街市公有財産利活用事業者選定委員会において総合的に審査
- ・ 審査結果の公表
協議対象となった提案・・・提案者名、事業名、事業内容を公表
協議対象外となった提案・・・事業名のみ公表

手続きの流れ

フロー図

